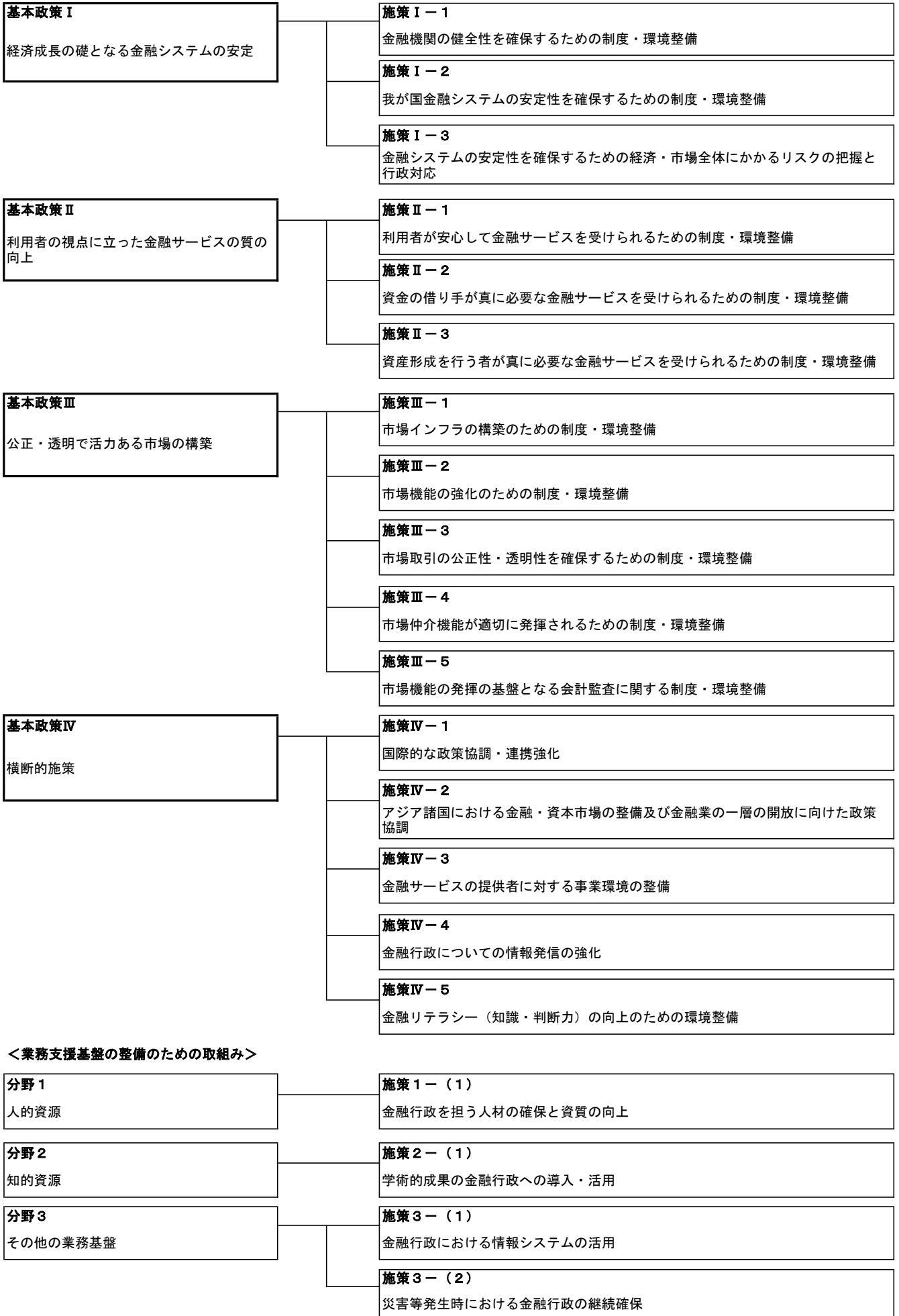


# 平成24年度実績評価書要旨

(評価対象期間:平成24年4月～25年3月)

平成25年8月  
金融庁

平成24年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策I-1)

<b>施策名</b>	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備					
<b>施策の概要</b>	金融機関の健全性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備、効果的なオフサイト・オンサイトモニタリング(監督・検査)の実施、オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを図ることとしている。					
<b>達成すべき目標</b>	金融機関の健全性が確保されること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	679	656	619	622
		補正予算(b)	▲32	▲33	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	647	623		
執行額(百万円)	437	408				
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	<p>第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日) 米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。</p> <p>金融・世界経済に関する首脳会合 宣言(平成21年11月15日) 9.(略) ・健全な規制の拡大 我々は、規制枠組み、健全性監督、リスク管理を強化し、すべての金融市場、商品、参加者が状況に応じて適切に規制され、あるいは監督の対象となることを確保することを誓約する。(中略)我々はまた、規則が効果的で、技術革新を抑制せず、金融商品とサービスの取引の拡大を促すことを確保しつつ、規制枠組みを景気循環に対してより効果的にしていく。</p>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	—	—	—	—	—

<b>施策に関する評価結果</b>	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b> 国際的な議論を踏まえた健全性確保のためのルール整備、オンサイトとオフサイトの効果的なモニタリングの実施等により、金融機関の健全性は維持されているため、24年度の達成度は「A」としました。 また、金融機能強化法及び早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、監督上の措置を適切に講じており、今後もこれまでの取組みを引き続き進めていくことから、端的な結論は「I」としました。 25年3月期における預金取扱金融機関の(総)自己資本比率は、主要行等で17.5%(国際統一基準行)・14.7%(国内基準行)、地域銀行で14.3%(国際統一基準行)・11.2%(国内基準行)となっている等、健全性は維持されているが、今後とも注視が必要であり、これまでの取組みを引き続き進めていきます。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 オンサイトとオフサイトの効果的・効率的なモニタリング等の取組みは、金融機関の健全性の確保を図るとともに、金融機関の業務の適切な運営を促進し、ひいては信用秩序の維持と国民経済の健全な発展につながることから、必要不可欠であると考えています。</p> <p>(2)効率性 オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせること等により、効果的・効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全性及び適切な運営の確保に資することができたものと考えています。</p>

		<p><b>(3)有効性</b>          オンサイトとオフサイトの効果的・効率的なモニタリングの実施により財務の健全性、業務の適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや監督指針の整備等により金融機関のリスク管理の高度化を促進することにつながり、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保に資することができたものと考えています。</p>
--	--	--

<b>学識経験を有する者の知見の活用</b>	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監督局総務課監督企画室「主要行等の平成25年3月期決算の概要」 (平成25年6月7日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130607-4.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130607-4.html</a>)</li> <li>・監督局銀行第二課「地域銀行の平成25年3月期決算の概要」 (平成25年6月7日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130607-5.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130607-5.html</a>)</li> <li>・監督局総務課協同組織金融室「信用金庫及び信用組合の自己資本比率」</li> <li>・監督局証券課「証券会社の自己資本規制比率」</li> <li>・監督局総務課「金融再生法開示債権の状況等について」 (平成25年8月9日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/status/npl/20130809.html">http://www.fsa.go.jp/status/npl/20130809.html</a>)</li> <li>・監督局証券課「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-2.html</a>)</li> <li>・監督局証券課「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-1.html</a>)</li> <li>・監督局総務課健全性基準室「早期是正措置に関する省令等の一部改正(案)及び監督指針(案)に対するパブリックコメントの結果等並びにパーゼル3に関する追加Q&amp;Aの公表について」 (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120807-3.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120807-3.html</a>)</li> <li>・監督局総務課健全性基準室、証券課「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121207-5.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121207-5.html</a>)</li> <li>・監督局総務課健全性基準室、証券課「自己資本比率規制(第1の柱及び第3の柱)に関する告示の一部改正(案)、監督指針(案)及び金融検査マニュアル(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130328-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130328-2.html</a>)</li> <li>・監督局保険課「生命保険会社及び損害保険会社ソルベンシー・マージン比率」</li> <li>・監督局総務課「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について(確報値)」 (平成25年8月7日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130807-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130807-2.html</a>)</li> <li>・監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成24年7月6日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120706-3.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120706-3.html</a>)</li> <li>・監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成24年12月19日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121219-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121219-1.html</a>)</li> <li>・監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の見直しについて」 (平成24年11月9日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121109-6.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121109-6.html</a>)</li> <li>・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画等」 (平成24年6月29日、8月10日、9月13日、10月12日、11月14日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/status/keiikyoka/2012a.html">http://www.fsa.go.jp/status/keiikyoka/2012a.html</a>)</li> <li>・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成24年8月10日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/status/keiikyoka/2012b.html">http://www.fsa.go.jp/status/keiikyoka/2012b.html</a>)</li> <li>・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成25年2月1日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/status/keiikyoka/2013b.html">http://www.fsa.go.jp/status/keiikyoka/2013b.html</a>)</li> <li>・検査局総務課「平成23事務年度検査実施計画・実施件数」</li> <li>・検査局総務課「オフサイト検査モニターのアンケート結果」</li> <li>・検査局総務課「金融検査評価結果の分布状況」</li> <li>・検査局総務課「金融庁」「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)の公表について」 (平成24年5月31日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120531-3.html">http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120531-3.html</a>)</li> <li>・検査局総務課「金融庁」「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成24年6月29日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120629-6.html">http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120629-6.html</a>)</li> <li>・金融情報システムセンター「金融機関におけるサイバー攻撃への態勢整備について」 (『金融情報システム』平成25年冬号)</li> </ul>
----------------------------------	---

<b>担当課室名</b>	監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課モニタリング支援室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局総務課国際室、総務企画局政策課、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課	<b>政策評価実施時期</b>	平成25年6月
--------------	---	-----------------	---------

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策I-2)

<b>施策名</b>	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備					
<b>施策の概要</b>	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。					
<b>達成すべき目標</b>	金融システムの安定性が確保されること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	41	41	41	41
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	41	41	-	-
執行額(百万円)		0	0	-	-	
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	該当なし					

事務事業	測定指標	目標		実績
		目標年度		
円滑な破綻処理のための態勢の整備	・名寄せデータの精度の維持・向上の状況	・預金取扱金融機関への名寄せ検査を実施することにより、円滑な破綻処理のための態勢整備の充実を図る。	24年度	預金取扱金融機関への名寄せ検査を実施することにより、円滑な破綻処理のための態勢整備の充実を図った。

<b>施策に関する評価結果</b>	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b> 国際的な議論を踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制を見直し、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて検討を行うなど、金融システムの安定に向けた必要な取組みは十分に進展していることから、達成度を「A」としました。 新たな枠組みを含めた金融システムについて、今後も引き続き円滑に機能する取組みを進めていく必要があることから、端的な結論を「I」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みを整備し、国際的な規制の基準に合わせ金融機関の健全性を確保するための規制を見直すことは、金融システムの安定に資するものである。</p> <p>(2)効率性 関係機関と連携した取組みにより、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたと考えています。</p>

		<p><b>(3)有効性</b>  国際的な基準に合わせた規制の見直し、実効的な破綻処理に関する新たな枠組みの検討等の取組みにより、金融システムの安定の確保のための制度の整備は着実に進展しているものと考えています。</p>
--	--	---

<b>学識経験を有する者の知見の活用</b>	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査「預金保険制度の認知度」」  (<a href="http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/yoron2012fut/index.html">http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/yoron2012fut/index.html</a>)</li> <li>・監督局銀行第1課「りそなグループの経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書」  (24年7月6日、12月19日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h24.html">http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h24.html</a>)</li> </ul>
----------------------------------	---

<b>担当課室名</b>	監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課	<b>政策評価実施時期</b>	平成25年6月
--------------	--	-----------------	---------

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策I-3)

<b>施策名</b>	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応					
<b>施策の概要</b>	システミックリスクの未然防止のため、マクロ経済、金融資本市場の動向をより深く把握した上で、それらが金融機関の健全性等に与える影響について認識を深め、金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握した上で、マクロ・プルーデンスの視点に基づく行政対応を図る。					
<b>達成すべき目標</b>	システミックリスクの未然防止が図られること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	-	-		
執行額(百万円)		-	-			
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	—	—	—	—	—

<b>施策に関する評価結果</b>	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b>                      マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、集積した情報及び分析結果について金融行政への反映を図っており、システミックリスクの未然防止のための取組みを十分に行っていることから、24年度の達成度は「A」としました。                      また、今後も実体経済の状況が金融システムに与える影響を引き続き的確に把握することに努めることから、端的な結論を「I」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性やその変化をきめ細かく把握する必要性は高まっています。</p> <p>(2)効率性 金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換や、関係省庁や日本銀行との連携、海外当局を含む関係監督当局間での情報共有及び議論等を実施することで、効率的に情報の集積及び分析を行うことができました。</p> <p>(3)有効性 集積した情報は分析し、その結果を庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用する等、金融行政への反映を図っています。</p>

<b>学識経験を有する者の知見の活用</b>	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	該当なし
----------------------------------	------

<b>担当課室名</b>	監督局総務課、監督局総務課監督企画室、総務企画局政策課総合政策室	<b>政策評価実施時期</b>	平成25年6月
--------------	----------------------------------	-----------------	---------



# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅱ-1)

<b>施策名</b>	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
<b>施策の概要</b>	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ります。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組みます。					
<b>達成すべき目標</b>	金融サービスの利用者の保護が図られること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	23	40	36	37
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	23	40		
執行額(百万円)	20	23				
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受するための制度・環境整備	金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率 ①ICキャッシュカード対応ATMの割合 ②生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMの割合	①86.4% ②48.0%	平成23年度	前年度より向上	平成24年度	①89.9% ②49.3%
金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率	74.38%	平成23年度	基準年度より向上	平成24年度	78.40%

<b>施策に関する評価結果</b>	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p><b>【達成度及び端的な結論の判断理由】</b>                      不公正取引抑止のための所要の制度整備(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立(24年9月))やAIJ問題を踏まえた再発防止策の一つとしての法令・監督指針の整備を図ったほか、振り込め詐欺への対応(返金率の向上)を進めたこと等から、24年度の達成度は「A」としました。                      他方、今後とも、新たな問題は引き続き生じてくるので、利用者保護の充実に向けた取組みを更に進める必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>
		<p>(1)必要性                      国民が幅広く金融サービスを利用し、そのメリットを享受するには、質が高く安心して金融サービス利用の機会が国民に提供されることが必要です。そのためには、同時に、「金融商品取引法」、「貸金業法」、「保険業法」、「振り込め詐欺救済法」等の整備及び円滑な運用など、利用者保護の取組みを進めていく必要があります。                      また、制度の整備に加え、金融機関等の法令等遵守態勢確立のため、金融機関等の自主的な取組みを促すほか、法令違反の事実があれば厳正かつ適切な行政処分を行う必要があります。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p><b>(2)効率性</b>  金融実態に即した利用者保護のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。なお、「振り込め詐欺救済法」の運用においては、被害者による返金申請を促すことにより、効率的に施策効果を実現していると考えています。  また、行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られると考えています。  さらに、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化や行政処分事例の公表は、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資するものと考えています。</p> <p><b>(3)有効性</b>  「金融商品取引法」の改正や「貸金業法」の適切かつ円滑な施行が着実に進められているほか、金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数や振り込め詐欺の認知件数の減少、あるいは、振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率の向上等、利用者保護ルールについても適切な運用が行われているものと考えています。  また、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置は、法令違反の再発の防止や、金融機関等やその利用者への情報提供の観点から有用であり、金融機関等の法令等遵守態勢の確立や利用者保護のために効果があったと考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
-----------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第180回国会) (<a href="http://www.fsa.go.jp/common/diet/">http://www.fsa.go.jp/common/diet/</a>)</li> <li>・総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第183回国会) (<a href="http://www.fsa.go.jp/common/diet/">http://www.fsa.go.jp/common/diet/</a>)</li> <li>・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題改善プログラム」 (19年4月20日公表、<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf">www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf</a>)</li> <li>・総務企画局企画課信用制度参事官室「改正貸金業法フォローアップチーム」の設置について (22年6月22日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100622-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100622-2.html</a>)</li> <li>・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談強化キャンペーン2011の実施について」 (23年9月1日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/23/kinyu/20110901-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/23/kinyu/20110901-2.html</a>)</li> <li>・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談マニュアル」の改訂版の公表について (23年8月31日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/20110831-1.html">http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/20110831-1.html</a>)</li> <li>・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題の解決に資する取組みを通じ健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関」に対する大臣顕彰について (23年6月21日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110620-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110620-1.html</a>)</li> <li>・「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について(22年6月4日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100604-4.html">http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100604-4.html</a>)</li> <li>・企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(24年3月30日改正、<a href="http://www.fsa.go.jp/common/law/kaiji/01.pdf">http://www.fsa.go.jp/common/law/kaiji/01.pdf</a>)</li> <li>・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 (<a href="http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin.pdf">http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin.pdf</a>)</li> <li>・平成24事務年度金融商品取引業者等向け監督方針 (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/20120828-1/08.pdf">http://www.fsa.go.jp/news/24/20120828-1/08.pdf</a>)</li> <li>・「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案に対するパブリックコメントの結果等について (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121213-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121213-2.html</a>)</li> <li>・監督局証券課「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」 (<a href="http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html">http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html</a>)</li> <li>・総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 (24年7月31日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20120731.html">http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20120731.html</a>) (24年10月31日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20121031.html">http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20121031.html</a>) (25年1月31日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20130131.html">http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20130131.html</a>) (25年4月30日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20130430.html">http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20130430.html</a>)</li> <li>・証券監視委証券検査課「無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て」 <a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/mutouroku/index.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/mutouroku/index.htm</a></li> <li>・証券監視委証券検査課「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表」 <a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/tekikaku.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/tekikaku.htm</a></li> <li>・監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」 (25年4月30日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130430-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130430-2.html</a>)</li> <li>・全国銀行協会「盗難通帳、インターネット・バンキング、盗難・偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果および口座不正利用に関するアンケート結果について(別紙5)」 (25年6月25日掲載 <a href="http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/06/25090000.html">http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/06/25090000.html</a>)</li> <li>・監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成25年3月末)について」 (25年7月9日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130709-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130709-1.html</a>)</li> <li>・監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」 (25年8月21日公表予定)</li> </ul>
----------------------------------	---

<p><b>担当課室名</b></p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局市場課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局</p>	<p><b>政策評価実施時期</b></p>	<p>平成25年6月</p>
---------------------	--	------------------------	----------------

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅱ-2)

<b>施策名</b>	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
<b>施策の概要</b>	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮、地域密着型金融の促進、中小企業の経営改善・事業再生支援、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化及び金融機能強化法の適切な運用の取組み等を図ることとしている。					
<b>達成すべき目標</b>	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	3	3	680	409
		補正予算(b)	-	1,088	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	3	1,091	-	-
執行額(百万円)	3	42	-	-		
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日)、中小企業金融円滑化法一部改正法案(平成24年3月30日成立、31日公布・施行)、平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)、中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について(平成23年12月27日)等					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
地域密着型金融の促進	金融庁「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」	48.7	23年度末	積極的評価の割合が前年度に比べ上昇	24年度末	49.2
中小企業の経営改善と事業再生支援	・貸出態度判断D. I.	2	24年3月	24年3月期に比べプラス判断	25年3月	3
事務事業	測定指標	目標		実績		
—	—	—	—	—	—	—

<b>施策に関する評価結果</b>	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b> 顧客のニーズへの十分な対応について実態把握を行うことで、金融機関が金融の円滑化のための積極的な施策の展開に努め、貸付条件の変更等の取組みが着実に進展しているものと考えられることから、達成とは「A」としました。 中小企業金融円滑化法の期限後も、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮を一層促していく必要があることから、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
		<p>(1)必要性 企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いていることから、引き続き金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が重要となっており、金融の円滑に向けた取組みを継続していく必要があります。</p>

	施策の総括的評価	<p><b>(2)効率性</b>          業界団体との意見交換を行いつつ、関係機関と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っていると考えています。</p> <p><b>(3)有効性</b>          企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関の貸付条件の変更等の取組みは進展しており、金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果を上げていると考えています。</p>
--	----------	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本銀行「全国企業短期経済観測調査」  <a href="http://www.boj.or.jp/statistics/tk/index.htm/">http://www.boj.or.jp/statistics/tk/index.htm/</a></li> <li>・金融庁「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」  <a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120731-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120731-2.html</a></li> </ul>
---------------------------	---

担当課室名	監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---	----------	---------

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅱ-3)

<b>施策名</b>	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
<b>施策の概要</b>	国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供の在り方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するための在り方を検討します。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図ります。					
<b>達成すべき目標</b>	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	1	11
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(百万円)		—	—			
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値	
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度		
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・以下のワーキング・グループの議論の進捗状況 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」 金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」 金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」 ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況	—	—	—	—	—	—

<b>施策に関する評価結果</b>	目標の達成状況	<p><b>(1)24年度の達成度</b> B</p> <p><b>(2)端的な結論</b> Ⅱ</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b> 目標に向けた環境整備を着実に進めているものの、内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すとの観点から、更なる取組みが必要な状況と認識していることから、24年度の達成度は「B」としました。 今後は、今までの取組みに増して、金融サービスの利用者に対して、より質の高いサービスを提供する環境整備に引き続き取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
		<p><b>(1)必要性</b> 我が国は、1,500兆円を超える家計部門の金融資産、高度な人材・技術、安定した司法制度等を有し、成長著しいアジア経済圏に隣接している中で、こうした好条件を活かし、我が国の金融業が成長産業として発展し、付加価値を高めていくような制度的枠組みを検討・整備していく必要があります。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p><b>(2)効率性</b>  金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。また、各般の制度的枠組みの整備等を行うにあたっては、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用に努めています。</p> <p><b>(3)有効性</b>  金融審議会における審議・取り纏め等が着実に進められており、国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されるための体制の整備・強化が図られているものと考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)</p>
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-1)

<b>施策名</b>	市場インフラの構築のための制度・環境整備					
<b>施策の概要</b>	決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが課題となっています。					
<b>達成すべき目標</b>	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	1,389	1,233	2,043	1,747
		補正予算(b)	▲200	23	▲12	-
		繰越し等(c)	1,464	-		
		合計(a+b+c)	2,653	1,256		
執行額(百万円)		2,488	1,175			
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	目標年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況 ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率 (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 ・開示書類の提出会社数(内国会社) ・開示書類の提出件数 ・EDINETサイトへのアクセス件数	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b> 我が国清算機関において、清算対象となる店頭デリバティブ取引が段階的に拡大しているほか、取引情報蓄積機関が指定され、取引情報保存・報告制度の本格実施に向けた環境が整備された。また、国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に向け決済期間の短縮化が図られました。加えて、EDINETについては、有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画で定めた内容を達成するため、調達手続き及び開発をスケジュールどおり実施しています。このように一定の成果が上がっているものといえるため、24年度の達成度は「A」としました。 今後は、引き続き、制度整備に取り組む必要があり、また、清算機関による同機関の利用拡大に向けた取組みや国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に係る市場関係者の取組みを、引き続きサポートする必要があるため、端的な結論は「I」としました。</p>
---------	--



		<p>このような目標達成に向けた取組みにより、一定の成果が上がっているが、引き続き、店頭デリバティブ取引の清算集中義務及び取引情報保存・報告制度の適切な実施や、電子取引基盤の利用義務のための制度整備に取り組む必要がある。</p> <p>また、清算機関による同機関の利用拡大に向けた取組みや国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に係る市場関係者の取組みを、引き続きサポートする必要がある。</p> <p>このため、端的な結論は「I」とした。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>施策の総括的評価</p>	<p><b>(1)必要性</b>          決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会基盤であり、我が国金融・資本市場における国際競争力強化の観点から、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが必要です。</p> <p>また、決済リスク削減の観点から、21年9月のG20ピッツバーグ・サミット首脳声明において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用や、取引情報の保存・報告等を整備することが求められており、これらを実施するための制度整備や適切な監督を引き続き行っていく必要があります。</p> <p>ディスクロージャーの電子化については、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャーの推進が必要と考えています。</p> <p><b>(2)効率性</b>          「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者に対して決済リスクの削減に向けた検討を促す等、制度整備に加えて市場関係者の実務面での取組みも推進することで、より大きな効果が得られるように努めています。</p> <p>また、EDINETについては、企業情報等への容易・迅速なアクセスを実現するためのシステム開発や運用は、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。</p> <p><b>(3)有効性</b>          店頭デリバティブ取引における清算機関の利用を義務付けること、国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた取組みを進めること、清算機関等への適切な監督を行うこと、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを進めること等により、決済システム等の安定性が確保され、金融危機時においても危機の伝播を抑止するなどの効果が期待できるものと考えています。</p> <p>また、EDINETの安定した運用は、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図るという目的に十分寄与しているものと考えています。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外務省「G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明」 (平成21年9月24・25日開催、<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html</a>)</li> <li>・ 金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」 (平成22年1月21日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html">http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html</a>)</li> <li>・ 金融庁「国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について」 (平成22年6月29日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100629-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100629-1.html</a>)</li> <li>・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成22年12月22日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101222-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101222-2.html</a>)</li> <li>・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年6月29日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20110629-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20110629-1.html</a>)</li> <li>・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年12月19日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111219-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111219-1.html</a>)</li> <li>・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成24年6月29日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120629-3.html">http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120629-3.html</a>)</li> <li>・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成24年12月20日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121220-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121220-1.html</a>)</li> <li>・ 金融庁「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ (平成23年12月26日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111226-3.html">http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111226-3.html</a>)</li> <li>・ 金融庁「国会提出法案(第180回国会)金融商品取引法等の一部を改正する法律」 (平成24年3月9日提出、平成24年9月6日成立、<a href="http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/04/riyuu.pdf">http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/04/riyuu.pdf</a>)</li> <li>・ 金融庁「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令について」 (平成24年5月11日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120511-3.html">http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120511-3.html</a>)</li> <li>・ 金融庁「平成22年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成24年7月11日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120711-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120711-1.html</a>)</li> <li>・ 金融庁「取引情報蓄積業務を行う者の指定について」 (平成25年3月8日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130308-3.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130308-3.html</a>)</li> <li>・ 金融庁「BIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構代表理事会による「金融市場インフラのための原則:情報開示の枠組みと評価方法」の公表について」 (平成24年12月18日公表、<a href="http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20121218-2.html">http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20121218-2.html</a>)</li> <li>・ 金融庁行政情報化推進委員会「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」 (平成18年3月28日決定、平成23年3月31日改定、<a href="http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/03_0.pdf">http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/03_0.pdf</a>)</li> </ul>
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局市場課、総務企画局企業開示課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	----------------------------	-----------------	----------------

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-2)

<b>施策名</b>	市場機能の強化のための制度・環境整備					
<b>施策の概要</b>	「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)においては、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられています。金融がこれらの2つの役割を十分に発揮できるようにするため、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行っています。					
<b>達成すべき目標</b>	わが国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・有価証券の発行・流通状況 ・開示書類の提出会社数 等	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

<b>施策に関する評価結果</b>	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b> 総合的な取引所創設の推進に係る制度整備や、資金調達の利便性の向上として外国会社の有価証券届出書に記載する財務書類の年数の柔軟化に係る制度整備を行ったほか、不動産投資市場の活性化として金融審議会WGにおいて「最終報告」を公表したなど、目標達成に向けて各種取組みを実施してきましたが、課題もあるため、24年度の達成度は「B」としました。 一方で、経済活性化につながるよう、多様な資金調達手段及び適切な投資機会が提供されるなど、市場機能の更なる強化に向けて、今後とも制度・環境整備に取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
		<p>(1)必要性 わが国においては、少子高齢化が進展し、経済の低成長が続くなか、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を確保することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしっかりと支えることが求められています。また、わが国は、1,400兆円を超える家計部門の金融資産、高度な人材・技術等を有し、成長著しいアジア経済圏に隣接しており、こうした好条件を活かし、わが国の金融業が成長産業として発展し、付加価値を高めることが求められています。このような状況を踏まえ、多様な資金調達手段及び適切な投資機会の提供に向けた環境整備のための取組みを引き続き進める必要があります。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p><b>(2)効率性</b>  市場機能の強化のための制度・環境整備に向けて取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。また、各般の制度的枠組みの整備を行うにあたって、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用に努めています。</p> <p><b>(3)有効性</b>  「総合取引所」実現に向けた施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成24年9月成立・公布)や、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月28日公布、10月1日施行)による制度の整備等が着実に進められ、資金調達に係る利便性の向上に向けた環境整備が図られているものと考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務企画局企業開示課「「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について」(24年9月28日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120928-6.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120928-6.html</a>)</li> <li>・「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成24年9月6日成立、9月12日公布) <a href="http://www.fsa.go.jp/common/diet/">http://www.fsa.go.jp/common/diet/</a></li> <li>・金融審議会金融分科会報告(案)「投資信託・投資法人法制の見直しについて」(25年2月27日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20130227/01.pdf">http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20130227/01.pdf</a>)</li> </ul>
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-3)

<b>施策名</b>	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備					
<b>施策の概要</b>	我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、インサイダー取引規制やディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を行うほか、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境整備を図ることとしている。また、情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対処を図ることとしている。					
<b>達成すべき目標</b>	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	299	283	246	282
		補正予算(b)	▲49	▲16	▲19	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	250	267		
執行額(百万円)		161	181			
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)(21年6月30日)</li> <li>G20サミット首脳声明(21年9月24日、25日)</li> <li>新成長戦略(22年6月18日)</li> <li>金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(22年12月24日)</li> <li>大臣談話「IFRS適用に関する検討について」(23年6月21日)</li> <li>金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(23年12月15日)</li> </ul>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
—	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> <p>※ 参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況</li> <li>金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>証券取引等監視委員会による建議の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>各種広報媒体への寄稿&lt;内容・件数&gt;</li> <li>企業会計審議会等における議論の展開状況等</li> <li>企業会計基準委員会(ASBJ)による会計基準設定状況</li> <li>国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績</li> <li>取引審査実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>情報受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>証券監督者国際機構(IOSCO)の多国間情報交換枠組み(MMOU)への署名当局&lt;件数&gt;</li> <li>取引調査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令&lt;内容・件数&gt;</li> <li>開示検査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令&lt;内容・件数&gt;</li> <li>犯則事件の告発の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> </ul>	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b>  24年度においては、近年の企業のグループ経営の実態を踏まえたインサイダー取引規制に関する制度整備を行ったほか、国際的に高品質な会計基準の設定・適用にむけた国内外での議論への参加等や、自主規制規則の見直し等に向けた自主規制機関との適切な連携など、市場の公正性・透明性の確保のための制度整備等についても貢献できたものと考えています。  証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」といいます。)においては、不正取引に対する取引調査や、ディスクロージャー違反に対する開示検査を迅速・効率的に行い、内外プロ投資家によるクロスボーダー取引を利用した不正取引等に対する課徴金納付命令の勧告を行いました。また、市場の公正を害する不正ファイナンス等の悪質な事案については、電磁記録の復元・解析等の作業(デジタルフォレンジック)環境の充実により調査業務の高度化・効率化を図りつつ、必要に応じて捜査当局や海外当局と連携して、厳正な調査を行い、検察庁に告発しました。さらには、自主規制機関等との意見交換や証券監視委の活動状況の情報発信を通じた市場規律の強化に向けた取組みについても積極的にいき、目標の達成に向けて一定の成果があったものと考えています。  しかしながら、公募増資インサイダー事案をはじめとする不正取引において、情報伝達行為への対応や会社関係者の情報管理、クロスボーダー取引等を利用して不正取引を行う内外プロ投資家への対応などに課題がみられたことから、24年度の達成度は「B」としました。  なお、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性  市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、インサイダー取引規制や国際会計基準等の市場を取り巻く制度・環境整備や、金融・資本市場における情報の収集・分析、不正取引に対する調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査、建議等を通じたルール整備への貢献など、機動的・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけを実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性  証券監視委における調査等については、高度化・急増する電磁的記録の復元・解析等の作業を効率的に行うため、デジタルフォレンジック環境の充実や研修等を実施するなどして、幅広い情報を収集・分析するとともに、海外当局との連携等を通じ、調査手法を工夫するなど効率的な調査を実施しました。</p> <p>(3)有効性  企業経営の実態や国際的議論を踏まえた制度整備のほか、包括的かつ機動的な市場監視活動により、課徴金納付命令の勧告や犯則事件の告発等を行うとともに、その内容を市場参加者に対して公表して、市場規律の強化を促したことは、市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議	

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・金融庁総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第180回国会)  
(<http://www.fsa.go.jp/common/diet/>)
- ・金融庁総務企画局企画課「金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書の公表について」  
(平成24年12月25日公表、[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20121225-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20121225-1.html))
- ・金融庁総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第183回国会)  
(<http://www.fsa.go.jp/common/diet/>)
- ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項(平成25年3月期版)と有価証券報告書レビューの実施について  
(平成25年3月30日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130329-5.html>)
- ・無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について  
(平成24年10月5日公表、<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/yukashoken.html>)
- 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について  
(平成24年9月28日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120928-6.html>)
- ・日本証券業協会「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」  
(平成24年12月19日公表、<http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/20121219atamagami.pdf>)
- ・日本証券業協会  
「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方」の制定について  
公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について  
(平成25年3月14日～28日パブリック・コメント募集、<http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/index.html>)
- ・企業会計審議会 事務局「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」の公表について  
(<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090630-4.html>)
- ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について  
(<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-7.html>)
- ・金融庁総務企画局企業開示課「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について  
(<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120327-2.html>)
- ・企業会計審議会 事務局「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」の公表について  
(<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120702-1.html>)
- ・企業会計基準委員会 企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公表  
([https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/taikyuu-4/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/taikyuu-4/))
- ・企業会計基準委員会 改正企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」等の公表  
([https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/hyouji-hokatu\\_2012/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/hyouji-hokatu_2012/))
- ・IFRS財団モニタリング・ボードとIFRS財団評議員会によるガバナンス改革及び戦略見直しの報告書の公表について  
(<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120213-1.html>)
- ・IFRS財団モニタリング・ボードによるメンバー要件の評価アプローチの最終化及び議長選出の公表について  
(<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130301-1.html>)
- ・証券監視委「第7期証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて)」  
([http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2011/2011/20110118-1.pdf](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110118-1.pdf))
- ・証券監視委市場分析審査課「取引審査の実施状況」  
(<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/torihiki.pdf>)
- ・証券監視委市場分析審査課「情報受付件数」  
(<http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm>)
- ・IOSCO(証券監督者国際機構)「多国間MOU署名国一覧」  
([http://www.iosco.org/library/index.cfm?section=mou\\_siglist](http://www.iosco.org/library/index.cfm?section=mou_siglist))
- ・証券監視委総務課「市場参加者・投資者への講演会等の開催状況について」  
(<http://www.fsa.go.jp/sesc/kouen/kouen.htm>)
- ・証券監視委総務課「刊行物等への掲載」  
(<http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai24.htm>)
- ・証券監視委総務課「建議の実施状況」  
([http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kengi\\_01.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kengi_01.htm))
- ・証券監視委取引調査課及び開示検査課「課徴金納付命令に関する勧告」  
([http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan\\_joukyou.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm))
- ・金融庁総務企画局総務課審判手続室「課徴金納付命令等一覧」  
(<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/24.html>)
- ・証券監視委特別調査課「告発の実施状況」  
([http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku\\_joukyou.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku_joukyou.htm))

<b>担当課室名</b>	証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課	<b>政策評価実施時期</b>	平成25年6月
--------------	--	-----------------	---------

# 平成24 年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-4)

<b>施策名</b>	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備					
<b>施策の概要</b>	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態を把握を図ることとしている。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況を適切にフォローアップを図ることとしている。					
<b>達成すべき目標</b>	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	25	21	27	27
		補正予算(b)	▲5	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	19	21		
執行額(百万円)		14	13			
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
—	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> <p>※ 参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>証券検査実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>証券検査に係る勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>証券検査に係る通知の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> </ul>	—	—	—	—	—

<b>施策に関する評価結果</b>	<p>目標の達成状況</p> <p><b>(1)24年度の達成度</b> B</p> <p><b>(2)端的な結論</b> Ⅱ</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b></p> <p>金融庁においては、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態や個別の金融商品取引業者等の問題・状況等に応じた実態把握や重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングを実施するなど、効率的かつ効果的な監督に努めました。</p> <p>また、証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告等を行ったほか、実効性のある検査実施の観点から、検査において認められた問題点等については、検査対象先との双方向の対話を通じて認識の共有に努め、自主的な改善努力を促しました。</p> <p>加えて、自主規制機関による市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みとの適切な連携を図るため、日常的な情報交換等に努めました。</p> <p>こうした検査・監督の取組みによって、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保が図られ、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備に一定の成果があったと考えています。</p> <p>しかしながら、公募増資インサイダー事案における金融商品取引業者等の法人関係情報の管理や、AIJ事案等において資産運用規制や投資一任業者をはじめとする金融商品取引業者等に関する情報の収集・分析体制、検査・監督体制等に課題がみられたことから、24年度の達成度は「B」としました。</p> <p>なお、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
-------------------	---

	<p>施策の総括的評価</p>	<p><b>(1)必要性</b> 市場仲介機能が適切に発揮されるためには、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p> <p><b>(2)効率性</b> 監督運営上必要な監督指針等の適時適切な整備・公表や、検査において問題が認められた金融商品取引業者等に対する業務改善状況の適切なフォローアップにより、金融商品取引業者等による自主的な改善が図られ、効率的な監督に努めました。また、証券監視委においては、検査対象先の拡大・多様化といった環境変化に対応すべく、限られた人員及び予算の中、金融庁監督部局との連携強化の下、業態その他の特性を踏まえ、様々な情報等を収集・分析し、リスクベースで検査対象先を選定するとともに、その着眼点の絞込み等に努めたことにより、効率的に検査を行いました。</p> <p><b>(3)有効性</b> 証券監視委の検査部局と金融庁の監督部局との間で情報共有を行い、迅速に検査を実施して早期に実態を解明し、的確に行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等による再発防止策の策定やそれに基づく業務改善の状況を適時適切にフォローアップすることにより、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営に資することができたと考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-2.html</a>)</li> <li>・「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-1.html</a>)</li> <li>・「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121207-5.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121207-5.html</a>)</li> <li>・自己資本比率規制(第1の柱及び第3の柱)に関する告示の一部改正(案)、監督指針(案)及び金融検査マニュアル(案)に対するパブリックコメントの結果等について (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130328-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130328-2.html</a>)</li> <li>・証券監視委証券検査課「証券会社等に対する行政処分等に関する勧告」 (<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm</a>)</li> <li>・日本証券業協会「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」 (平成24年12月19日公表、<a href="http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/20121219atamagami.pdf">http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/20121219atamagami.pdf</a>)</li> <li>・日本証券業協会 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方」の制定について 公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について(平成25年3月14日～28日パブリック・コメント募集、<a href="http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/index.html">http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/index.html</a>)</li> </ul>
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	-----------------------------	-----------------	----------------



# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-5)

<b>施策名</b>	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備					
<b>施策の概要</b>	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備に係る対応、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進に係る取組みを図ることとしている。					
<b>達成すべき目標</b>	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	119	113	112	106
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	119	113	-	-
執行額(百万円)		93	87	-	-	
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査(品質管理レビュー)に係る審査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する立入検査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数> ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・海外監査監督当局との意見交換実績(国際会議への参加を含む) ・講演実績(広報活動) ・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

<b>施策に関する評価結果</b>	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b>          会計不正に対応するための監査手続等のあり方について検討し、監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書を取りまとめ公表しました。          公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な監督に努めました。          国際会合への参加や情報交換枠組み構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化しました。          公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、試験結果の透明性・信頼性確保に努めました。また、関係団体と連携しながら試験合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを行いました。さらに、公認会計士試験・資格制度の中長期的なあり方について、関係者間での議論を重ねました。          これらの取組みを通じて、厳正な会計監査の確保に向けた一定の成果が上がっていると考えられることから、24年度の達成度は「A」としました。          今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、引き続き取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>
-------------------	---

	<p>施策の総括的評価</p>	<p><b>(1)必要性</b>  公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国の資本市場の活性化、国際的競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。</p> <p><b>(2)効率性</b>  監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査及び監査法人に対する検査を実施、特に限られた検査資源を考慮して、報告徴収の拡充や機動的な検査対応を実施したほか、利用者の確実な理解を図るよう検査結果事例集の改訂等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた自主的な取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保という施策効果を効率的に実現するものであったと考えています。</p> <p><b>(3)有効性</b>  監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査結果事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に一定の効果が上がっていると考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」（平成21年9月公表、平成22年5月・8月・23年8月・24年4月更新  <a href="http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku.html">http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku.html</a>)</li> <li>・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士・試験合格者の新しいキャリアパス」（平成24年8月公表  <a href="http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku/01.pdf">http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku/01.pdf</a>)</li> <li>・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会当面のアクションプランの改訂について」（平成24年11月9日公表  <a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20121109-7.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20121109-7.html</a>)</li> <li>・総務企画局企業開示課「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」（平成25年3月26日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130326-3.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130326-3.html</a>)</li> <li>・公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「監査事務所検査結果事例集の改訂・公表について」（平成24年8月6日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/cpaao/shinsakensa/kouhyou/20120806.html">http://www.fsa.go.jp/cpaao/shinsakensa/kouhyou/20120806.html</a>)</li> <li>・総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（平成21年9月14日公表 <a href="http://www.fsa.go.jp/cpaao/shinsakensa/kouhyou/20090914.html">http://www.fsa.go.jp/cpaao/shinsakensa/kouhyou/20090914.html</a>)</li> <li>・公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（平成22年1月14日公表  <a href="http://www.fsa.go.jp/cpaao/shinsakensa/kouhyou/20100114.html">http://www.fsa.go.jp/cpaao/shinsakensa/kouhyou/20100114.html</a>)</li> <li>・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「国際関係」  <a href="http://www.fsa.go.jp/cpaao/sonota/index2.html">http://www.fsa.go.jp/cpaao/sonota/index2.html</a></li> <li>・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「監査監督機関国際フォーラムによる「2012年検査指摘事項報告書」の公表について」（平成24年12月21日公表  <a href="http://www.fsa.go.jp/cpaao/sonota/kokusai/20121218-1.html">http://www.fsa.go.jp/cpaao/sonota/kokusai/20121218-1.html</a>)</li> <li>・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「平成24年公認会計士試験合格者調」（平成24年11月12日公表  <a href="http://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_24.html">http://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_24.html</a>)</li> <li>・平成25年公認会計士試験第I回短答式試験の試験問題及び答案用紙について（平成24年11月10日公表  <a href="http://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeishi-shiken/tantou_mondai25a.html">http://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeishi-shiken/tantou_mondai25a.html</a>)</li> <li>・平成25年公認会計士試験第I回短答式試験の合格発表について（平成25年1月15日公表  <a href="http://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeishi-shiken/tantougoukaku25-1.html">http://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeishi-shiken/tantougoukaku25-1.html</a>)</li> <li>・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数」</li> </ul>
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策IV-1)

<b>施策名</b>	国際的な政策協調・連携強化					
<b>施策の概要</b>	国際的な金融規制改革に積極的に対応すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資するため、国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献、国際的な金融規制改革のための政策協調及び金融機関の監督における海外監督当局との連携強化、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策への対応などの取組みを図ることとしている。					
<b>達成すべき目標</b>	国際的な金融規制改革に積極的に対応すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融・資本市場に係る制度整備について(平成22年1月21日)</li> <li>・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)</li> <li>・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日)等</li> </ul>					

事務事業	測定指標	目標		実績
			目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況 ・国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況 ・金融協議の開催状況	-	-	-

<b>施策に関する評価結果</b>	<b>目標の達成状況</b>  <b>(1)24年度の達成度</b> A  <b>(2)端的な結論</b> II  <b>【達成度の判断理由】</b> 世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・FSB等を中心に国際的な金融規制改革が進められている中、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られるほか、海外当局との連携も強化していることから、24年度の達成度は「A」としました。 今後はこうした取組を継続していくが、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策については、第3次対日相互審査結果における指摘事項について国際的な理解を得るべく引き続き対応を行う必要があるため、端的な結論は「II」としました。
	<b>(1)必要性</b> 欧州債務問題等を背景に金融・資本市場の不安定性や海外経済の減速が懸念されるなど、依然として金融セクターに課題が残っており、これらの課題に対処するとともに、金融危機の再発を防止するために金融システムを強化していく観点から、国際的な金融監督のルール策定等に積極的に参画していくことが必要であると考えています。

	<p>施策の総括的評価</p>	<p><b>(2)効率性</b>  国際的な金融規制改革のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定段階において、積極的に参加し発言していくことが、より効率的であると考えています。また、海外当局間の連携強化や各国との規制の調整にあたっては、二国間の定期的協議を行うことにより、両国間の問題が早期に解決できるため、より効率的であると考えています。</p> <p><b>(3)有効性</b>  国際的な金融規制改革のルール策定等の作業に積極的に参加することや、二国間定期協議等の枠組みによる海外当局との連携を強化すること等は、国際金融システムを安定・発展させるとともに、日本の金融機関や国益にかなうルール策定に繋げていく上で、有効であると考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>G20サミット(金融世界経済に関する首脳会合)首脳声明(平成20年11月～平成24年6月)等  (<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/index.html</a>)</p>
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局総務課国際室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課調査室、監督局総務課、監督局総務課国際監督室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策IV-2)

<b>施策名</b>	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調					
<b>施策の概要</b>	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進、アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査及び金融行政当局との人材交流の取組みを図ることとしている。					
<b>達成すべき目標</b>	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進する。					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	119	154	133	136
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	119	154	-	-
執行額(百万円)		90	127	-	-	
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)					

事務事業	測定指標	目標		実績
			目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・金融協議の開催状況 ・研修事業の実施実績	-	-	-

<b>施策に関する評価結果</b>	目標の達成状況	<p><b>(1)24年度の達成度</b> A</p> <p><b>(2)端的な結論</b> II</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b> アジアの金融インフラ整備支援や、金融協議等を通じた規制緩和要望等の取組みを推進した結果、アジア各国の金融当局との連携が強化され、金融インフラ整備や金融規制緩和に進展が見られたことから、24年度の達成度は「A」としました。 今後は、平成25年1月の緊急経済対策を踏まえ、日本の企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジアの金融インフラ整備支援や規制緩和要望等の取組みをより一層充実させていく必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p><b>(1)必要性</b> 日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で、①現地通貨による資金調達、決済、投資の基盤となる金融インフラが未整備、②金融インフラが未整備な市場環境の下、現地通貨建ての取引・融資に関する規制が存在、といった制約があることから、金融インフラ整備の技術支援や金融規制の緩和要望を通じて、日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開を金融面で支援する必要があります。</p> <p><b>(2)効率性</b> アジア諸国への技術支援や規制緩和要望を行う上で、より効果的に金融インフラ整備や規制緩和の実現につなげるため、金融協議や意見交換等を通じてアジアの金融監督当局との連携強化に努めています。</p> <p><b>(3)有効性</b> アジアへの技術支援や規制緩和要望を行うことで、日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で制約となる金融インフラや金融規制の整備・緩和につながり、日本の企業・金融機関のアジアの事業展開促進に有効と考えられます。</p>

<b>学識経験を有する者の知見の活用</b>	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

担当課室名	総務企画局総務課国際室	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------------	----------	---------

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策IV-3)

<b>施策名</b>	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備					
<b>施策の概要</b>	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革を推進するとともに、事前確認制度を適切に運用するための取組みを図ることとしている。					
<b>達成すべき目標</b>	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	13
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(百万円)		—	—			
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)</li> <li>・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)</li> <li>・第1回規制改革会議における総理大臣挨拶(平成25年1月24日)等</li> </ul>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	目標年度	目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	—	—	—	—	—
事務事業	測定指標	目標		実績		
—	—	—	—	—	—	—

<b>施策に関する評価結果</b>	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b> 法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上等を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を着実に進めてきたため、24年度の達成度は「B」としました。 今後も個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応するべく、規制・制度の在り方を不断に見直す必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 民間の金融分野における新商品・サービス創出活動を促すためには、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保することが不可欠です。</p> <p>(2)効率性 金融を巡る状況の変化に対応して、規制・制度の在り方を不断に見直すことや、事前確認制度を適切に運用するものであり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではありません。</p> <p>(3)有効性 規制・制度改革の積極的な推進や、事前確認制度の適切な運用により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を整備し、我が国経済の活性化に貢献したと考えています。</p>

<b>学識経験を有する者の 知見の活用</b>	政策評価に関する有識者会議		
<b>政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報</b>	規制改革会議ホームページ: <a href="http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/">http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/</a>		
<b>担当課室名</b>	総務企画局政策課、監督局総務課	<b>政策評価実施時期</b>	平成25年6月



# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策IV-4)

施策名	金融行政についての情報発信の強化					
施策の概要	金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等については、国民に対して迅速かつ正確に情報発信を行うことが重要です。このため、大臣・副大臣・政務官による記者会見等の実施、金融庁ウェブサイト等による公表を通じて、積極的に情報発信を行っていきます。また、金融庁の施策については、海外での関心も高く、英語による情報発信を強化していきます。					
達成すべき目標	金融行政についての情報発信を強化すること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	目標年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 大臣記者会見や記者ブリーフ、重要施策に係る政府広報、海外向けの「FSA Weekly Review」の週1回発行や重要施策・情報等の英訳等に取り組んだ結果、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数や「金融庁Twitter」の登録件数が、対前年比で増加が認められたものの、引き続き積極的かつ利用者のニーズに合った情報発信、英語によるタイムリーな情報発信に取り組む必要があるため、24年度の達成度は「B」、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等については、広く国民に対して正確かつ迅速に情報発信していく必要があると考えています。また、海外においても当庁の施策への関心が高まっていることから、英語での情報発信も引き続き強化していく必要があると考えています。</p> <p>(2)効率性 金融庁ウェブサイトに加えて、「金融庁Twitter」を活用したことにより、情報発信手段の多様化を図ることができたと考えています。加えて、特に重要な施策については、政府広報枠を活用することで、広く国民に対して効率的な広報活動ができたと考えています。</p> <p>(3)有効性 金融庁ウェブサイト(日本語版)のアクセス件数や「金融庁Twitter」の登録利用者数は、対前年度比で増加しており、情報発信手段として有効であったと考えています。 また、金融庁ウェブサイト(英語版)についても、アクセス件数が増加しており、週に1回発行している「FSA Weekly Review」は、情報発信手段として有効であったと考えています。</p>

<b>学識経験を有する者の 知見の活用</b>	政策評価に関する有識者会議		
<b>政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報</b>	該当なし		
<b>担当課室名</b>	総務企画局政策課広報室	<b>政策評価実施時期</b>	平成25年6月

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(施策IV-5)

<b>施策名</b>	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備					
<b>施策の概要</b>	<p>高齢社会の到来、雇用形態の変容といった経済・社会の変化の中で、個人が様々な金融取引、金融資産の運用について、自らの責任で意思決定する期間・機会が人生の中で増加していることから、金融商品の持つリスクに気付かなかったり、騙されて損をするなどの金融トラブルを回避する必要性が高まっています。</p> <p>こうした状況を受けて、国民一人一人が、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融リテラシーを身に付け、また、必要に応じその知識を充実する事ができる機会を提供するための環境を整備します。</p>					
<b>達成すべき目標</b>	金融リテラシーが向上すること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	20	16	17	13
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	20	16	-	-
執行額(百万円)	15	15	-	-		
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
金融経済教育の推進	国民の金融知識の状況(生活設計の有無) ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	37.6	23	50	28	37.8
事務事業	測定指標	目標		実績		
			目標年度			
金融経済教育の推進	国民の金融知識の状況(金融商品の選択) ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	金融商品を選択するための金融知識の普及	24	金融商品を選択する際に必要となる金融知識を普及するため、ガイドブックを広く配布した。		

<b>施策に関する評価結果</b>	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b>          先般の金融危機を踏まえ、利用者側の金融リテラシーを向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要であるとの認識が、G20等における国際的な議論において共有されている等、国民の金融リテラシーを向上させていくことがこれまで以上に重要となっており、金融経済教育の一層の推進が求められています。このため、金融経済教育の現状をあらためて把握するとともに、我が国における金融経済教育の今後のあり方について検討を行うため、「金融経済教育研究会」を設置、議論を重ね、平成25年4月30日、報告書を取りまとめました。          当該研究会では、関係者(有識者、業界、関係省庁等)の間で深度のある議論が行われ、我が国としての金融経済教育の推進に関する方向性が共有され、課題が整理されたため、24年度の達成度は「A」、端的な結論は「I」としました。</p>
-------------------	---

	<p>施策の総括的評価</p>	<p><b>(1)必要性</b>  金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を促していくことは必要と考えています。</p> <p><b>(2)効率性</b>  多種多様な実施主体がいる中で、金融経済教育研究会報告書にある最低限習得すべき金融リテラシーの内容を共有して、活動に必要な予算を確保しつつ、適切な役割分担を行うことにより、より効率的・効果的な推進を図ることができると考えています。</p> <p><b>(3)有効性</b>  金融経済教育研究会報告書で指摘された課題について、関係者が連携しつつ、知恵を絞りながら、持続的に金融経済教育を効率的・効果的に推進することにより、国民の金融リテラシーの向上が図られると考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」</li> <li>・金融研究センター「金融経済教育研究会」  (<a href="http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html">http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html</a>)</li> </ul>
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局政策課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	-----------------	-----------------	----------------

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(業務支援基盤の整備のための取組み1ー(1))

<b>施策名</b>	金融行政を担う人材の確保と資質の向上					
<b>施策の概要</b>	<p>高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要です。</p> <p>こうしたことから、職員の資質の向上に向け、国内外の関係機関や大学院等への派遣を通じた人材育成、各専門分野における計画的な人事・任用や民間専門家の積極的な採用・登用など、様々な方策に取り組んでいく必要があります。</p>					
<b>達成すべき目標</b>	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	<b>区分</b>		<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

<b>施策に関する評価結果</b>	<b>目標の達成状況</b>	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b></p> <p>①職員一人ひとりが金融庁職員としてのあるべき姿を自覚するとともに、誇りを持って働き、職場はそれをバックアップする存在となるよう、幹部クラスから各課室職員まで庁内各層で議論を行った上で、職員の基本的な取組姿勢を「金融庁職員のあり方」として整理、</p> <p>②業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う仕組みを整備、</p> <p>③金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の向上、外部からの専門的人材の確保等に係る方針を整理するなど、</p> <p>いずれも中長期的かつ包括的な枠組み・方向性を整理し、これらに基づき各年度の取組みを着実に進めていることから、24年度の達成度は「A」と評価しました。</p>
	<b>施策の総括的評価</b>	<p>(1)必要性</p> <p>金融は経済活動を支える血液とも言うべき性格を有しており、金融行政の舵取りは経済活動・国民生活に多大な影響を与え得るものです。このため、金融庁には、金融が経済活動を支える役割を十全に発揮できるよう、幅広い視野に基づく政策展開が求められています。こうした要請に対応していくためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要です。</p>

	<p><b>(2)効率性</b>  高度に専門化・複雑化する金融行政に的確かつ迅速に対応するため、国内外の関係機関や大学院等への派遣を通じた人材育成、各専門分野における計画的な人事・任用や民間専門家の積極的な採用・登用などにより、職員の専門性の向上を図っています。他方、こうした取組みも予算や定員の制約があることから、各種研修や民間専門家の採用・登用についても、その必要性について、引き続き見直しながら実施していく必要があります。</p> <p><b>(3)有効性</b>  職員の資質の向上については、短期的に効果が現れるものではありませんが、職員の専門性向上に係る人事面の取組み等を実施するとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくことで、引き続き職員の資質の向上に取り組んでいく必要があると考えています。</p>
--	--

<b>学識経験を有する者の知見の活用</b>	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	該当なし
----------------------------------	------

<b>担当課室名</b>	総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室	<b>政策評価実施時期</b>	平成25年6月
--------------	------------------------	-----------------	---------

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(業務支援基盤の整備のための取組み2ー(1))

<b>施策名</b>	学術的成果の金融行政への導入・活用					
<b>施策の概要</b>	<p>近年の金融をめぐる情勢の変化をみると、サブプライム問題に端を発する金融危機、情報通信技術の発達による金融取引の多様化、業態の垣根を越えた金融コングロマリットの出現や、金融危機の背景にある証券化等の技術を利用した金融商品の急速な発達といったように、高度化、複雑化、国際化が急激に進んでいます。</p> <p>このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営を確保していくため、実務のニーズに即した短期的調査分析に加え、中・長期的な視野に立った専門性の高い調査研究を行うとともに、学術研究との架け橋となって庁内へのフィードバックを一層充実させることとしています。</p>					
<b>達成すべき目標</b>	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	11	16	15	13
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	11	16	-	-
執行額(百万円)		4	10	-	-	
<b>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。 ・調査研究分析成果の作成実績(研究論文・レポート等の本数・分野数) ・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

<b>施策に関する評価結果</b>	<b>目標の達成状況</b>  (1)24年度の達成度 A  (2)端的な結論 II  <b>【達成度及び端的な結論の判断理由】</b> 金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っているほか、望ましい金融規制・監督の在り方等について、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者を中心とした国際コンファレンスを開催しました。また、研究会・勉強会等を多数設定し金融庁職員と外部有職者等の交流に積極的に貢献しました。このような取り組みにより、金融行政の遂行に資する研究の実施、各部署と連携した研究体制の構築等の進展、産官学のネットワーク強化が図られたため、24年度の達成度は「A」としました。 他方、今後は、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部署の当面の課題にとどまらず、中長期的な金融行政の質の向上につながる調査・研究を進める必要があるため、端的な結論は「II」としました。
	<b>(1)必要性</b> 近年の金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保するとともに、国際的な議論に対するわが国の積極的な貢献を図るため、以前にも増して、金融行政に関わる重要分野において専門性が高く、かつ実務に役立つ調査研究の実施が必要であると考えられます。また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の職員等への還元を図っていくことが欠かせないと考えられます。24年度においても、より一層の研究体制の強化のため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しています。

	<p>施策の総括的評価</p>	<p><b>(2) 効率性</b>          研究官等による研究結果の庁内外への公表は、基本的に金融研究センターウェブサイト上の公表を主として行っています。また、調査研究については、常勤の研究官にとどまらず、非常勤の特別研究員の活用がなされています。24年度においても、「特別研究員」を公募し、広く日本の国公立大学・シンクタンク等において金融に関する研究を行っている者の中から、金融研究センター（以下「センターという。」）が指定する研究プロジェクトに取り組み、金融行政とアカデミズムの架け橋となる最適な人材を確保するようにしています。</p> <p><b>(3) 有効性</b>          研究官等の調査研究成果のフィードバックや、外部有識者を招いて行った研究会・勉強会等を通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果や実務上の課題に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であったと考えられます。さらに、2回開催した国際コンファレンスでは、実務的かつ時宜を得たテーマを選定し、対外広報を充実させたこと等から、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえ活発な議論が行われました。センターにおける国際コンファレンス及び研究会・勉強会の開催過程において、産・官・学のネットワークが更に強化されたと考えられます。これは、今後当庁における、外部有識者の知見の一層の活用に資するもので、金融行政の専門性の向上につながるものと考えられます。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融研究センターウェブ「平成24年度ディスカッションペーパー」 (<a href="http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html">http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html</a>)</li> <li>・金融研究センターウェブ「FSA リサーチ・レビュー 第7号」 (<a href="http://www.fsa.go.jp/frtc/nenpou/research.html">http://www.fsa.go.jp/frtc/nenpou/research.html</a>)</li> <li>・金融研究センターウェブ「国際コンファレンス(持続的・包摂的な成長に向けたアジア金融セクターの強化)」 (<a href="http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130208.html">http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130208.html</a>)</li> <li>・金融研究センターウェブ「国際コンファレンス(EUアジア・コーポレート・ガバナンス・ダイアログ)」 (<a href="http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20120904.html">http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20120904.html</a>)</li> <li>・金融研究センターウェブ「研究会」(<a href="http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html">http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html</a>)</li> <li>・金融研究センターウェブ「金曜ランチョン」(<a href="http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html">http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html</a>)</li> <li>・その他センター主催の会合の開催・参加者・招聘者実績</li> </ul>
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企画課研究開発室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	----------------------	-----------------	----------------



# 平成24年度実績評価書

金融庁24(業務支援基盤の整備のための取組み3-1)

<b>施策名</b>	金融行政における情報システムの活用					
<b>施策の概要</b>	<p>電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に即し、金融庁行政情報化推進会議、金融庁情報システム調達会議の下、情報化統括責任者(CIO)、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの助言・支援を受けつつ、</p> <p>①業務・システムの最適化の実施 ②情報システム調達の適正化 の取組みを行なうこととしました。</p>					
<b>達成すべき目標</b>	<p>①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報セキュリティ対策の推進を図ること</p>					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	<b>区分</b>		<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	15	280	210	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	131			
		合計(a+b+c)	146	280		
執行額(百万円)		146	280			
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	<p>達成目標① 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)等</p> <p>達成目標② 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等</p>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
①業務・システムの最適化の実施  (ア) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」  (イ) EDINET  (ウ) 金融庁行政情報化LANシステム	<p>①・経費削減額 ・業務処理時間の短縮</p> <p><b>注</b> (ア) 単年度で約2.1億円(3年間で約6.2億円、いずれも試算値。以下、「単年度(3年間)」の試算値を示す。)の経費の削減及び約9,450日(3年間で約28,350日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。 (イ) 運用契約の見直しを行うことによって、約1.6億円(4年間で約6.4億円)の削減が見込まれる。 (ウ) 単年度で約8百万円(6年間で約50百万円、いずれも試算値。)の経費の削減及び約100日(6年間で約600日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。</p>	7.0億円; -	平成20 年度	4.9億円; 約9,450 日	平成27 年度	目標年度未到来
		7.3億円	平成24 年度	5.7億円	平成29 年度	目標年度未到来
		5.54億円	平成20 年度	5.46億円 100日	平成25 年度	目標年度未到来

事務事業	測定指標	目標		実績
			目標年度	
②情報セキュリティ対策の推進	・情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備状況	・情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する。	-	平成24年6月、金融庁の情報システムにおいて情報セキュリティ事案が発生した際の緊急対応態勢の一層の強化を図ることを目的として「金融庁CSIRT(Computer Security Incident Response Team)」を設置した。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b> 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、計画どおりの運用開始はできなかったため、24年度の達成度を「B」としました。 また、今後は、見直した作業スケジュールを遵守してシステム設計等を推進していく必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 「今後の行政改革の方針」において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされており、業務・システムの最適化に引き続き取り組んでいく必要があります。</p> <p>(2)効率性 情報システム調達会議において、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うほか、CIO補佐官が積極的に参画し、情報システムの調達仕様書・見積書等の確認を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図りました。</p> <p>(3)有効性 設計・開発段階にあるいずれの取組みについても、業務・システム最適化計画を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれます。</p> <p>(4)セキュリティ対策 緊急対応態勢の一層の強化を図ることを目的として金融庁CSIRTを設置しました。引き続き情報セキュリティを取り巻く環境変化に適切に対応できるよう、情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいく必要があります。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

担当課室名	総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	--	----------	---------

# 平成24年度実績評価書

金融庁24(業務支援基盤の整備のための取組み3-(2))

<b>施策名</b>	災害等発生時における金融行政の継続確保					
<b>施策の概要</b>	「金融庁業務継続計画」を随時見直すとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、その実効性の検証を行うことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る					
<b>達成すべき目標</b>	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	—	10	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	10		
執行額(百万円)		—	10			
<b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都直下対策大綱(平成17年9月27日(平成22年1月修正) 中央防災会議)</li> <li>・首都直下地震対策について(中間報告)(平成24年7月19日 首都直下地震対策検討ワーキンググループ)</li> <li>・防災対策推進検討会議 最終報告(平成24年7月31日 防災対策推進検討会議)</li> </ul>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
—	※目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。  ※参考指標 ・「金融庁業務継続計画」の改定状況	—	—	—	—	—

<b>施策に関する評価結果</b>	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p><b>【達成度の判断理由】</b>                      民間コンサルティング会社による「金融庁業務継続計画」の実効性の調査結果、政府防災訓練及び金融庁防災訓練の実施及びその結果を踏まえた見直しを行い、金融庁の業務継続体制の充実・強化には一定の成果が上がりました。また、業界横断訓練に金融庁も参加するなど、民間金融機関との更なる連携を図ったため、24年度の達成度は「A」としました。                      今後は、首都直下地震などに対する政府全体の対応方針や被害想定等が策定される予定であり、金融庁としては、それらの内容を踏まえ、引き続き更なる業務継続体制の充実・強化に取り組む必要があるため端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性                      災害時においても我が国経済の基礎インフラである金融システムの機能を維持することは重要な課題であり、そのためにも災害発生時に優先的に実施すべき業務を継続するための体制の充実・強化を図ることは必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性                      内閣府、日本銀行などの関係機関や民間金融機関との連携を進めたことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を効率的に図ることができたと考えています。</p>

	<p><b>(3)有効性</b>  金融庁業務継続計画の改定や防災訓練の実施、及びそれらの結果を踏まえた非常時の連絡体制や参集要員の実践的な見直しを行ったことにより、業務継続体制の充実・強化に一定の効果があったと考えています。また、業界横断訓練への参加を通じ民間金融機関との更なる連携を図ることができ、同様に一定の効果があったと考えています。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁業務継続計画 (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120829-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120829-1.html</a>)</li> <li>・全国銀行協会「全銀協ニュース」 (<a href="http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/03/22150001.html">http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/03/22150001.html</a>)</li> </ul>
---------------------------	--

担当課室名	総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、監督局総務課	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	--------------------------------------	----------	---------